

損保 2 (問題)

【 第 I 部 】

問題 1. 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕
(①～⑤各 1 点)

(1) 支払備金の自己査定結果の正確性の検証に関する次の記述において、①～③の空欄に当てはまる、最も適切な語句を記入しなさい。

資産勘定ではないものの、支払備金にマイナス計上している 及び残存物については を有することから、 の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、適切な経理処理が行われているか検証する。

なお、上記は「保険検査マニュアル」における「資産運用リスク管理態勢」の付属資料「資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト」、「4. その他の資産（債権、有価証券及びデリバティブ取引以外）の分類方法」、「(11)その他の資産」からの抜粋である。

(2) 資産運用リスク管理態勢に関する次の記述において、④、⑤の空欄に当てはまる、最も適切な語句を記入しなさい。

保険会社の資産と投資行動は、その 特性やリスク特性及び自己資本等の経営体力に応じたものであることが必要である。特に、保険会社の運用戦略の設定における重要な要素は 特性である。自らの将来の債務の履行が可能となるように、適切な特性（残存期間・ 等）を持つ資産を十分確保することが重要である。

なお、上記は「保険検査マニュアル」における「資産運用リスク管理態勢」、「I 経営陣による資産運用リスク管理態勢の整備・確立状況」、【検証ポイント】からの抜粋である。

問題 2. 次の (1) ～ (4) の説明においては必ず誤りがある。誤っている箇所および正しい内容を簡潔に説明しなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること] (各 2 点)

- (1) ソルベンシー・マージン比率における資産運用リスクは、価格変動等リスク、信用リスク、信用スプレッドリスク、子会社等リスクおよびデリバティブ取引リスクの 5 区分から計算される。
- (2) IAIS (保険監督者国際機構) の「保険者によるストレス・テストに関する指針」において示されているリスク分類とリスク要因によると、「1 社以上の、市場で重要な位置を占める保険者の失敗や格付の低下が、他の保険者に対してマーケットリスクや風評リスクをもたらし得る」リスクをオペレーショナルリスクのリスク要因として整理している。
- (3) 保険引受に関する収益項目である「正味保険料」を構成する項目のうち「元受その他返戻金」および「受再その他返戻金」は、元受および受再契約につき解約、異動減以外の事由に基づく返戻保険料を処理する勘定科目であり、「受再その他返戻金」には「受再保険利益戻」が含まれる。
- (4) ソルベンシー・マージンに算入できる負債性資本調達手段等の金額は、次に掲げる①および②の合計額である。
- ① 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有する金額
- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - ・ 償還されないものであること (ただし、償還が保険会社の任意であり、ソルベンシー・マージン比率を維持できる場合等に限り償還をできるものを除く)
 - ・ 損失の補てんに充当されるものであること
- ② 期限付劣後債務 (ただし、契約時において償還期限が 5 年を超えるものに限る) の金額

余白ページ

問題 3. 【別紙】に示すのはある損害保険会社の当年度における月次の業績および月末の資産残高である。これに基づいて次の（1）、（2）の各問に答えなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕
（（1）は 7 点、（2）は 3 点）

（1）年度末における次の数値を求めなさい。

- ① 当年度に収入した保険料に対する未経過保険料（結果は、小数点以下第 1 位を四捨五入し、整数とすること）
 - a. 1/12 法に基づく値
 - b. 1/24 法に基づく値
- ② ハーディー方式を適用した場合の当年度の運用資産利回り（結果は%表示とし、小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位まで求めること）

（2）未経過保険料の計算における 1/12 法と 1/24 法について、それぞれどのような場合により適当と考えられるか、保険料集計の基準と関連付けて説明しなさい。

【別紙】

(前提)

- ・ 保険契約は全て 1 年契約で、保険料の支払方法は全て一括払いとする。
- ・ 自然災害リスクに対応した責任準備金を考慮する必要はない。
- ・ 非運用資産に係る雑利息はないものとし、運用収益は全て各月内に入金しているものとする。
- ・ 解約、異動などの追徴・返戻保険料などは発生していないものとする。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
正味収入保険料	1,236	1,188	1,176	1,218	1,272	1,308
利息及び配当金収入	136	141	197	127	145	140
現金	360	354	366	330	390	435
預貯金	1,446	1,506	1,473	1,500	1,416	1,461
有価証券	36,000	37,800	36,900	38,700	36,600	35,100
貸付金	5,460	5,670	5,535	5,805	5,490	5,265
土地建物	3,240	3,400	3,320	3,300	3,350	3,320
代理店貸	216	227	221	232	220	211
支払承諾見返	540	540	540	540	540	540

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
正味収入保険料	1,254	1,266	1,230	1,200	1,260	1,224
利息及び配当金収入	143	122	185	121	130	129
現金	390	375	330	354	366	378
預貯金	1,452	1,377	1,335	1,404	1,410	1,500
有価証券	37,200	34,200	33,300	35,100	36,300	37,200
貸付金	5,520	5,130	4,995	5,265	5,445	5,580
土地建物	3,440	3,380	3,380	3,370	3,340	3,360
代理店貸	223	205	199	210	222	218
支払承諾見返	540	540	540	540	540	540

問題 4. 次の (1) ～ (4) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(各 4 点)

- (1) 経過勘定の役割と経過勘定のひとつである未払費用について説明し、損害保険会計で用いられる未払費用にあたる勘定科目名について 3 つ例を示しなさい。
- (2) 平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定められている標準責任準備金に用いられる予定利率(標準利率)の見直し規定について説明しなさい。
- (3) IAIS が制定した ICP (保険基本原則) 16 で定められている ORSA (自社リスクおよびソルベンシー評価) について簡潔に説明しなさい。
- (4) IBNR 備金における要積立額 b の計算方法について説明しなさい。

問題 5. 次の (1) ～ (3) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(各 7 点)

- (1) 平成 10 年大蔵省告示第 232 号第 1 条の 2 に規定される大規模自然災害ファンドの計算において、大規模自然災害モデルのリスクカーブに再保険効果を反映する上での留意点について説明しなさい。
- (2) 平成 23 年度決算において、わが国の主要な損害保険会社が、法人税率引き下げの影響により多額の損失を計上することとなった理由について説明しなさい。
- (3) 保険業法第 121 条第 1 項および関連する内閣府令、および損害保険会社の保険計理人の実務基準等に規定されている、損害保険会社の保険計理人の確認業務について説明しなさい。

【 第 II 部 】

問題 6. 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。[解答は汎用の解答用紙に記入し、それぞれ解答用紙 2 枚を目安とすること] (各 20 点)

(1) 平成 20 年の金融危機の際に、海外の保険会社グループが保険規制の対象ではない金融事業を起因とした経営危機に陥ったことを背景に、近年は、グループベースでの保険監督や統合リスク管理に係る国際的な議論が行われるようになってきている。

わが国においても平成 23 年度決算より連結ソルベンシー・マージン比率が導入されたが、このような、ソルベンシー規制や統合リスク管理を、子会社等を一体としたグループベースで実施する意義について整理し、その運用における課題や留意点について、アクチュアリーとしての所見を述べなさい。

(2) 損害保険会社における保険計理人制度は、地震保険、自賠責保険を除く保険を取り扱うすべての損害保険会社に拡大されることとなった平成 18 年の保険業法施行規則改正から、平成 23 年度決算時点で、すでに 6 事業年度が経過した。

このような状況に鑑み、保険計理人の確認業務、関与業務などの業務内容に関する点のほか、保険計理人が確認・関与すべき時期やタイミング、保険計理人の独立性や支援する組織等に関する会社での体制面に関する点、あるいは、保険計理人業務を遂行する上で経験すべき業務や備えるべき知識・見識等について所見を述べなさい。

なお、現行の保険計理人制度および保険計理人制度における商品開発に関連する事項については、特段記述する必要はない。

以 上

損保 2 (解答例)

【 第 I 部 】

【解答案】

問題1

- ① 求償権
- ② 信用リスク
- ③ 回収
- ④ 負債
- ⑤ 流動性

問題2

- (1) 再保険リスク、再保険回収リスクも含まれる。
- (2) システミックリスクとして整理されている。
- (3) 異動減は、当該勘定の対象となり、また、当期計上契約にかかわる取消し、異動減等による返戻保険料は当勘定で処理せず、保険料のマイナスで処理する。
- (4) 負債性資本調達手段の性質において、「利払いの義務の延期が認められているものであること」、も条件として含まれる。

問題3 (1)

①

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	未経過保険料
正味収入保険料	1,236	1,188	1,176	1,218	1,272	1,308	1,254	1,266	1,230	1,200	1,260	1,224	
1/12法	103.00	198.00	294.00	406.00	530.00	654.00	731.50	844.00	922.50	1,000.00	1,155.00	1,224.00	8,062.00 a
1/24法	51.50	148.50	245.00	355.25	477.00	599.50	679.25	791.25	871.25	950.00	1,102.50	1,173.00	7,444.00 b

$$\text{未経過保険料}(1/12\text{法}) = \frac{(1236 \times 1 + 1188 \times 2 + \dots + 1224 \times 12)}{12} = 8062$$

$$\text{未経過保険料}(1/24\text{法}) = \frac{(1236 \times 1 + 1188 \times 3 + \dots + 1224 \times 23)}{24} = 7444$$

②

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	平残
利息及び配当金収入	136	141	197	127	145	140	143	122	185	121	130	129	1,716	143
現金	360	354	366	330	390	435	390	375	330	354	366	378		
預貯金	1,446	1,506	1,473	1,500	1,416	1,461	1,452	1,377	1,335	1,404	1,410	1,500		1,440
有価証券	36,000	37,800	36,900	38,700	36,600	35,100	37,200	34,200	33,300	35,100	36,300	37,200		36,200

貸付金	5,460	5,670	5,535	5,805	5,490	5,265	5,520	5,130	4,995	5,265	5,445	5,580		5,430
土地建物	3,240	3,400	3,320	3,300	3,350	3,320	3,440	3,380	3,380	3,370	3,340	3,360		3,350
代理店貸	216	227	221	232	220	211	223	205	199	210	222	218		
支払承諾見返	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540		
運用資産利回り														3.71%

$$\text{資産運用利回り} = \frac{1716}{(1440 + 36200 + 5430 + 3350) - 143} = 3.71\%$$

問題3 (2)

保険料集計の基準としては計上保険料と有効保険料がある。

有効保険料は決算日現在の有効契約に関する保険料であり、始期日より月別に集計される。したがって契約が日々均等に分布しているという前提のもとでは、有効保険料をとる場合は1/24法がより実態に近い値が求められる。

一方、計上保険料を採る場合は、保険契約が始期日より前に締結されそれと同時に保険料が収受されることなどから、計上月が始期月に先行することも考えられる。この場合は、1/24法よりも1/12法の方が実態に近い値となる。

問題4 (1)

経過勘定とは、時間の経過に伴って発生する収益・費用のうち、期中に現金主義による計上を行っているものについて、決算期に発生主義に修正するための勘定をいい、前払費用、前受収益、未払費用、未収収益がある。未払費用は、一定の契約に従い継続して役務の影響を受ける場合、すでに提供された役務に対して、いまだその対価の支払いが終了していないものをいい、損害保険会計においても一般会計と同様に未払利息、未払家賃、未払退職金等がこれに該当し、これらを費用計上するとともに、未払金として負債に計上する。

問題4 (2)

標準利率は、大蔵省告示48号等により以下のように設定されている。

- ・平成8年4月1日から平成11年3月31日までに締結する保険契約…2.75%
 - ・平成11年4月1日から締結する保険契約…毎年10月1日を基準日として次の計算により定める。
- ① 利付国債(10年)の応募者利回りの過去3年間の平均値または過去10年間の平均値のうち、小さい方を対象利率とする。
 - ② 対象利率を利率ごとに区分し、各区分について安全係数を乗じた値を合算して基準利率とする。
 - ③ 基準利率を基準日時点での標準利率と比較して0.5%以上乖離している場合には、基準利率に最も近い0.25%の整数倍の利率を標準利率とし、基準日の翌年の4月1日以降締結する保険契約に適用する。

(①、③の結果、平成11年4月1日から平成13年3月31日までに締結する保険契約の標準利率には2.00%、平成13年4月1日から締結する保険契約の標準利率には1.50%が適用されている。

法令で標準責任準備金が設定されることとなったのは、価格設定の自由化が進む中、保険金支払債務を確実に履行するための負債の十分性については法令を通じて各社に義務づけ、契約者の保護を図るためであ

る。標準利率については特に、長期的かつ保守的な観点で上記の設定方法が定められている。)

問題4 (3)

ORSAは、日本語では、自社リスクおよびソルベンシー評価と訳され、自社リスクおよびソルベンシーの実態について、包括的な報告を行うための自己評価プロセスである。IAISのICP第16号では、さらに監督当局は保険会社に対して、「ORSAの一環として、自己リスクの許容度やビジネスプランに影響を及ぼす事業運営に必要な全体の自己資金を決定し、監督上の規制要件に適合していることを立証するとともに、経済的資本や規制上の資本要件、自己資金を考慮したORSAを含むリスク管理活動の基礎を形成し、自己資本の規制要件や資本追加の要求を満たすべく自己資金の品質と妥当性を評価する」ことを要求すべきであると記載されている。また、ORSAの一環として、保険会社は「事業継続能力およびリスク管理や自己資金の分析を、通常の自己資本の規制要件において想定されている期間よりも、長期間の前提をおいて行うべき」と記載している。

問題4 (4)

平成10年大蔵省告示第234号（以下、告示という）において、支払備金のうち、IBNR備金の積立方法が定められており、告示第2条1項において、スクリーニングによる3つの区分が定められ、統計的手法を用いる必要のない区分第2号、または第3号に該当する場合には、原則として要積立額aによることとし、再保険による引受契約及び海外における元受契約などの要積立額aによる算出が困難な場合に限り、要積立額bにより算出することができる。

要積立額b=対象事業年度を含む直近3事業年度の年間発生保険金の平均額×1/12

対象事業年度を含む直近3事業年度の年間発生保険金の平均額は、各事業年度ごとに次の算式により計算した金額を平均した金額である。

年間発生保険金=当該事業年度の支払保険金+当該事業年度の普通支払備金-当該事業年度の前事業年度の普通支払備金

問題5 (1)

大規模自然災害ファンドは、いわゆる自然災害対応責任準備金を算出する際に必要な値であり、「大規模自然災害リスクに対応する保険料の額として、一定の要件を満たすリスクモデルにより合理的に推計した当該事業年度の支払保険金の期待値」とされている。

「保険会社向けの総合的な監督指針」においては、この大規模自然災害ファンドについて再保険に付した部分を控除する場合は、リスクの実態に応じて、

- ・ 大規模自然災害モデルのリスクカーブに再保険効果を反映させて、推定正味支払保険金に対応するリスクカーブを算出し、これを用いて大規模自然災害ファンドの計算を行う。
- ・ 出再保険料を基礎として再保険に付した部分の割合を計算し、これを控除する。

のように、合理的な手法により計算し、その際、再保険に付した部分の中に保険引受リスクの移転を伴わない部分がある場合は、実質的な再保険回収効果に対応した控除額とする必要がある旨が記載されている。

再保険スキームによる再保険効果を反映する場合は、自然災害を対象とする再保険契約を的確に把握し、それらの再保険契約から得られる効果を定量的に把握しなければならないが、再保険契約には、一部の自然災害のみを対象としたものや、複数の保険種類にまたがる再保険契約も存在するなど、再保険効果をリスクモデルに反映するために一定のみなしが必要となる。そのため、このようなみなしが妥当かどうかについて留意が必要となる。

問題5（2）

財務会計上の費用が、税務上、当期の損金として認められない（一時差異の）場合、当該費用に対する法人税相当額を、将来の会計期間に帰属すべき税金を当期に前払いしたと考えて繰延処理する。これを繰延税金資産という。わが国の主要な損害保険会社では、一部の無税部分を除いて、異常危険準備金や価格変動準備金等、将来一時差異の取り扱いとなる多額の準備金等を積み立てているため、これに対応する繰延税金資産についても相応の金額を有している。

繰延税金資産の額は、先の会計期間に計上された費用が、将来の会計期間に税務上の損金として実現した際に、当該期間の利益に係る税負担が軽減されるものであるため、将来損金計上される際の税率が影響する。今般、平成24年度より法人税率が段階的に引き下げられることとなり、平成23年度決算において繰延税金資産の再計算が行われたが、将来の税率が引き下げられる分、税負担の軽減効果が減少することから、繰延税金資産の額も減少、取り崩しとなり、損失を計上することとなった。

なお、自賠責保険と地震保険の有税積立の準備金に係る繰延税金資産については、ノーロスノープロフィットの制度趣旨の観点から、当該影響額と同額の責任準備金の取り崩しを行うことにより、損益中立の取り扱いとなっている。

問題5（3）

法令等で規定されている損害保険会社の保険計理人の確認業務は、以下の通り。

（保険業法第121条第1項、施行規則第80条、保険計理人の実務基準）

1. 法令で定める保険契約に係る責任準備金の積立額が健全な保険数理に基づいて算出されていること。
2. 契約者配当の分配が公正・衡平に実施されていること。
3. 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。
4. 保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。
5. IBNR備金が、健全な保険数理に基づいて積み立てられていること。（地震・自賠を除く）

保険計理人は、毎決算期において、上記の確認業務についての意見書を作成し、取締役会（およびその写しを金融庁長官）に提出する。

保険計理人が確認業務を行う際は、原則として「損害保険会社の保険計理人の実務基準」に従う。ただし、保険計理人が必要と判断する場合には、実務基準によらない方法に基づいて職務を遂行することができるが、その場合、意見書にその旨を記載するとともに、附属報告書において、その方法の正当性等を記載し

なければならない。

【 第 II 部 】

問題6（1）

1. ソルベンシー規制や統合リスク管理をグループベースで実施する意義

- ・ 単体ベースの保険会社が健全であっても、子会社や親会社等、保険グループ内にリスクの高い他の事業体がある場合、他事業におけるリスク発現が波及して、当該保険会社の健全性に影響を与える可能性がある。例えば、海外の保険子会社で自然災害リスクを引き受けている場合、巨大災害の発生による多額の保険金支払により海外保険子会社の資本が毀損し、親会社として追加の出資を求められる可能性があるが、親保険会社単体の規制では当該リスクが反映されない。このため、保険監督の観点においては、連結ベースのソルベンシー規制により、子会社等のリスクを加味した保険グループ全体の健全性を評価することで、保険グループ全体の保険契約者保護が強化されることとなる。
- ・ また、グループベースのソルベンシー規制について国際的な調和が図られることで、規制のアービトラージを防止して公正な競争環境が確保されると共に、国際的に活動する保険グループの健全性が高まることにより、システミックリスクを軽減することができる。
- ・ 経営管理の面においては、企業価値向上の観点からグループベースの統合リスク管理を行うことにより、グループ内リスクの性質やリスク量を把握し、国別や事業別の最適な資源配賦やリスクコントロールを行うための意思決定に繋げることができる。特に統合リスク管理は、健全性の観点によるダウンサイドリスクの評価だけでなく、収益性の観点によるリスク対比リターンを評価し、グループ全体での資本効率の向上を目指すことも目的とする取り組みである。
- ・ また、グループベースのソルベンシー規制の導入により、親会社として規制の対象となる子会社のリスクについて詳細に把握・分析するインセンティブが高まるため、結果として経営管理・ガバナンスの質的向上が図られる効果も考えられる。

2. 課題や留意点

- ・ 現在我が国においては、多くの保険グループが、生損保を兼営していたり、海外保険事業を行っていたりするなど、様々な性質の異なるリスクを保有している。したがって、それぞれの事業や所在国特有のリスクについて個別のリスク評価を行うことと同時に、市場リスクのような共通のリスクに対しては、グループ全体としてリスクメジャー（指標や経済シナリオ、信頼度等）を統一して評価する必要がある。また、グループベースのストレステストに用いるストレスシナリオについても、グループ全体の中で影響の大きいリスク指標を選定し、統一のシナリオで評価することが求められる。
- ・ 「保険リスク」と「市場リスク」のように、異なるリスクカテゴリーごとに評価したリスク量や、市場リスクの中の「金利リスク」と「為替リスク」のように、同じリスクカテゴリーの中でもサブカテゴリーごとに評価したリスク量を、どのように統合（単純合算 or 何らかの分散効果を反映）するかによって全体のリスク量が変わるため、合理的なリスク統合手法を検討する必要がある。特にグループベースでは、保険種類や各種リスクの所在国が多様であり、先に事業会社ごとにリスクを評価してから統合するのか、事業会社横断でリスクカテゴリーごとのリスクを評価してから統合するのか等、リスク評価と統合の順番についても大きな論点となる。

- ・ グループ全体のソルベンシー評価を行う際には、グループ会社間での資本や資金の移転可能性を考慮する必要がある。例えば、実際にリスクが発現した場合に、グループ会社間で移転できない資本（資本規制や実現できない含み益等）については、グループ全体のソルベンシーへの算入を制限する必要があるかもしれない。
- ・ 保険会社グループが国際的に活動している場合は、統合リスク管理の態勢を築くために、親会社と海外子会社との間で、効果的な組織体制、権限・役割分担のあり方、データ収集の方法等について検討する必要がある。また、リスクカテゴリーが増えたり、分析が複雑になったりすることで、評価結果を得るまでに相応の時間を要する可能性があるが、健全性の評価や経営の意思決定に活用するには、一定の迅速性も求められることから、評価対象のリスクの性質や全体への影響度を踏まえながら、簡便法の採用についての検討も必要と考えられる。
- ・ リスク評価に採用するツールやモデルについて、それぞれの事業や保険会社のリスク管理部門が共通の理解を持つことが望ましく、そのための定期的な情報交換や人材交流等の運営が求められる。

3. アクチュアリーとしての所見

- ・ アクチュアリーの伝統的な役割は、保険料率・保険負債の評価であるが、近年は、保険会社全体のリスク管理を主体的に担うことが期待されている。前述のとおり、保険グループとしてリスク評価を行う場合、損害保険と生命保険の両方の保険リスクは当然のことながら、海外の保険リスクや、市場リスク・信用リスク等多様なリスクを評価し、統合することとなる。
- ・ この場合、従来アクチュアリーの専門領域よりも広範囲な分野のリスクを考慮することとなるが、1人のアクチュアリーがすべてのリスクを詳細に理解することは現実的ではない。リスク種類ごとの役割分担や、他分野の専門家との協働といった、組織的なリスク計量態勢の確立が必要となる。
- ・ 保険グループのリスク評価においては、保険数理・保険リスクの専門家であるアクチュアリーが中心となってリスク管理態勢を築くことが期待される。そのためには、個々人が幅広い領域についての見識を深めるよう努力するとともに、保険会社内や保険グループ内、更にアクチュアリー会等の専門職団体において、様々なリスクの評価や統合の手法について研究し、基本的な考え方を共有化するという集団ベースの活動も重要になるとと思われる。

問題6 (2)

● はじめに

保険計理人制度は、当初、生命保険会社のみ義務付けられており、平成8年の保険業法等の改正に伴い損害保険会社にも導入される運びとなった。損害保険会社への導入当初は、積立保険など一部の保険種目を販売する会社のみが対象となるなど限定的な運営がなされてきた。また、当初、保険計理人の要件も施行規則附則第12条により、当面の間は、正会員以外に保険数理に関する業務に5年以上従事した者等を保険計理人と認める特例措置が与えられ、そのことから、実質的に保険数理的な業務を担う要素は少なかったものと考えられる。しかし、その後、平成18年の保険業法の改正により、すべての損害保険会社に導入され、また、対象とする保険種目についても、自賠償および地震保険を除く全ての種目に拡大され、確認業務の範囲も従来の確認業務に、責任準備金の十分性、IBNR備金の確認、事業継続の確認が追加され、それに伴いアクチュアリー会による損害保険会社の保険計理人の実務基準が制定された。その後も、ソルベンシー・マージン比率に関する確認

などの業務範囲の拡大が行われている。これらの業務は、従来の確認業務の範囲と比べて、保険数理的な側面が強く専門家としての見識を問われる業務となっている。そのため、保険業法の改正によって従来あった保険計理人の要件に関する特例措置も撤廃され、原則として一定期間、保険数理業務に携わっているアクチュアリー会の正会員が保険計理人となることが求められることとなった。

このように、ここ数年間で、保険計理人の期待・役割および要件が大きく変わってきたことにより、以下の点に留意した保険計理人制度の運営が必要と考えられる。

1. 業務内容面

確認業務の範囲については、平成18年の保険業法の改正によりIBNR備金の確認業務が追加されたことにより、責任準備金の適正性・十分性の確認、IBNR備金の確認、契約者配当の適正性の確認などとなり、その後、平成20事業年度から事業継続の確認が追加され、さらに昨年度からはソルベンシー・マージン比率の確認が追加されるなど、業務内容は大きく拡大しているが、保険計理人としてどのような確認を行うかという点については、法律上の手当が難しいと考えられることから、実務基準等において明確化されている。

また、一方で、保険計理人業務が十分な体制で行われるかどうかは、会社の体制面に負うところが大きくなるため、確認業務に極めて密接に関連している業務についてどの範囲までが保険計理人業務の範疇と考え、また、確認業務をどのように実施するかについては、保険計理人が与えられた環境によって制限を受けることとなる。そのため、本来の保険計理人業務として、どのような対応を行うべきかについては、今後も社内外において十分な議論が必要であると考えられる。

関与業務については、その他の保険数理に関する事項という記載が法律上手当されていることから、保険計理人としての関与業務については、統一的なルールが定められない限り、各社ごとに判断せざるを得ない状況になるものと思われる。

一方で、確認業務の対象範囲が拡大する傾向にあることから、保険計理人としての関与は一層強く求められるものの、業務量の増大に伴い、十分な関与ができなくなることも想定される。例えば、初期備金の設定については、統計的IBNR備金に影響を大きく与えるため、その変更等については慎重な検討が必要と考えられるが、実際にその設定等について保険計理人がどのように関わるかについては各社で判断されているものと思われる。

2. 保険計理人が業務を遂行する実施時期

法律上、保険計理人業務は、期末に意見書を取締役会等に提出することが求められているものの、その他の決算業務においては、明確な役割が定められているわけではない。

一方、例えばIBNR備金の計算においては、スクリーニングが前年度末の結果をもとに当該年度の計算単位の計算方法を適用するため、遅くとも中間期からは昨年度とは異なった計算単位で行われることが想定される。また、四半期、中間期において、計算手法を変更する可能性があることから、期末以外の決算業務においても実質的には役割を求められているものと思われる。

3. 会社の体制面

保険会社向けの総合的な監督指針に記載されているように、会社としては各関連部門との連携等により保険計

理人が必要な情報を入手してその職務を十分に果たすことができる態勢を構築する必要がある。（Ⅱ-1 経営管理Ⅱ-1-2 主な着眼点（2） 取締役及び取締役会）

同じく、保険会社の財務の健全性を確保し維持していくために、保険計理人は職務遂行上必要な権限を取締役会から付与され、収益部門、収益管理部門及び商品開発部門から独立していることなどにより相互牽制機能が確保されている必要がある（同(7) 保険計理人）。

保険計理人の確認業務は責任準備金、支払備金、ソルベンシー・マージン比率などは経理部門やリスク管理部門が算出していることが想定されるが、作業担当部門は決算業務を進めながら、保険計理人と協議し了解を受ける必要があるため、監督指針に基づく相互牽制機能の確保を前提としつつも、効率的かつ実効的に確認業務を行なうため、事前にどの部分を確認してもらうかの業務スケジュールを確定し、決算作業に組み込む必要がある。

また、関与業務においては、実務的には、関連部門からの自発的な報告がなければ保険計理人は関与することが難しい。したがって、関与業務の範囲が何かを明確に設定した上で、関連部門との間で保険計理人関与業務の範囲を理解してもらい、関連部門で生じた対象事案を適切に保険計理人へ報告、協議できる体制構築が不可欠となる。

なお、確認業務、関与業務を問わず、会社の規模や取扱商品の範囲や内容によっては保険計理人が1人で全てを賄うことは困難な場合があると考えられる。そのため、牽制機能を維持した状態で、補佐業務を行なう担当者を配置することも考えられる。この場合には、保険計理人は直接のコントローラーとして補佐業務担当者へ指示、業務確認を行い、補佐業務担当者に責任委譲を行うことがないようにしなければならない。

4. 保険計理人としての見識

上述の通り、保険計理人業務は制度改定に伴い保険数理面の要素が拡大し、より高度な専門性を有する必要性が出てきている。現在は、保険計理人要件としての一定期間の実務要件に加えて、継続教育を実施することが監督指針に記載されているが、その最低限の要件にとどまらず、保険数理に関する最新の知識などについて積極的に修得するよう心がける必要がある。加えて、保険数理に関する部分だけでなく、会社に関するあらゆる内部環境、外部環境に関する理解を高めていくように努力していく必要がある。

また、保険計理人を同社社員が担っている場合には、1社員としての立場と保険計理人としての立場の乖離が生じるが、規程の整備等で保険計理人の責任を明確にした上で、あくまで保険計理人としての独立した立場で意見を発信することが可能であるような体制整備が求められる。

5. アクチュアリーとしての所見

今後、経済価値ソルベンシー制度、ERM構築、IFRSなど、様々な制度が導入されることが想定され、その際、保険計理人業務の目的や範囲も様々変化してくる可能性がある。国内の法整備の状況に留意しつつ、常に実効性が確保できるように必要に応じて柔軟な体制構築を進めていくことが求められている。

このような観点を含め、受験生の自由な所見を記載いただきたい。

なお、上記の解答においては、個別の具体的な論点は記載しないようにしているが、受験生に対してそのような解答を求めているものではなく、実際の業務において感じている課題等に関して、忌憚ない意見や改善提案

等の解答を求めていることをご理解いただきたい。